

「通信障害等によりプレゼンテーションの時間を変更等する場合の取扱い」

実施要領10 (1) エのプレゼンテーションの方法において、テレビ会議システムの通信障害等により、提案説明を中断せざるを得ない状況等になった場合は、以下のとおり取り扱うものとする。なお、通信障害等であっても通話機能が正常に機能している場合には所定の時間内で提案説明を行うものとする。

通信障害等により、プレゼンテーションの時間を変更等する場合の取扱い

通信障害等により、提案説明の続行が不可能となった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等があった場合は、一時中断し通信状況が修復したのちに再開し、残り時間を以って提案説明すること。

- (1) 天災
- (2) 広域・地域的停電
- (3) プロバイダ・通信事業者に起因する通信障害
- (4) 明らかに市側の通信障害等により提案説明の続行が不可能となった場合
- (5) その他、復旧後の再開が妥当であると認められた場合

(ただし、提案者側のパスワードの入力ミス、端末の不具合等、提案者の責による障害等であると認められる場合を除く。)

なお、(1) (2) (4) の場合を除き、当日中の復旧が困難な場合には提出済みの提案書をもって審査するものとする。